

◆書評◆

吉見義明著

『買春する帝国』

日本軍「慰安婦」問題の基底』

(岩波書店 2019年 ISBN 978-4-00-028390-8 2400円)



古橋 綾

(東京外国語大学 総合国際学研究院)

本書は幕末から1958年までの日本の性買売の歴史を「買春する帝国」の発展という観点から検討するものである。買春を容認する社会的雰囲気と構造の歴史を見つめ直すことの必要性を強く認識しながら、膨大な先行研究を編み直した。時間的には7つの時期に区分しその流れを追い、国際的な人身売買批判の潮流が日本に与えた影響にも注目している。空間的には日本の各地だけでなく、北海道、沖縄、台湾、朝鮮、中国、東南アジア、南樺太、南洋群島と日本の領土拡大の時期に合わせて性買売システムも拡大していく様を描き出している。日本軍「慰安婦」問題に関する史料を1990年代初めからいち早く発掘し、その構造についての研究を続けてきた吉見氏により性買売システムを構築する側の歴史について批判的に検討し直す作業がなされたことは、この間の研究の総括でありながら、このテーマに関連する研究が新たな局面に入ったことを予感させてくれるものである。

各章の内容を簡単に見ていこう。第I章[幕末～1894年]では、国際社会の一員となるため「文明化」への対応と身分制の解体が必要となり芸娼妓解放令(1872年)が出されるが、女性にとっての解放ではなかったことが検討される。軍備拡張により各地に師団が設置されると遊廓も拡張・新設され、開拓使を設置した北海道では性買売システムが拡大した。沖縄では貸座敷娼妓規則を布達し(1881年)、朝鮮では日本人が流入した地域での日本人芸妓・娼妓による性買売が黙認されていたことが示される。

第II章[1894年～1905年]では日清戦争に勝利し、軍備、産業、性買売システムを拡大したことを指摘する。娼妓取締規定(1900年)の自由廃業規則により一時的に娼妓数が減少したが、軍備拡張に伴い遊廓は拡大し、朝鮮でもその規模が大きくなった。台湾では統治開始後すぐに公娼制が敷かれただけでなく、守備隊のために安く短時間で性的行為を行う軍用の施設が作られ

軍「慰安所」の原型となった。東南アジアに連れていかれる女性たちも増加した。

第Ⅲ章 [1905年～1918年] では、日露戦争を経て性買売システムがさらに拡大していく様子が描かれる。日本の各地で遊廓が増え続け、朝鮮、台湾、中国でも増加の一途をたどる。

第Ⅳ章 [1919年～1931年] では、性買売の態様の変容が示される。カフェやバーなどが増加し、私娼街と目される地域も登場した。また、国際的な潮流に影響され廃娼が実施された県もあった。東南アジアや香港では多くの女性たちが廃業し帰国した。それは欧米の廃娼運動の結果として各国政府が方針を展開したことと日本帝国の体面を保つ必要があったことが理由とされるが、彼女たちの相手が日本人ではなかったことも一因である。一方で中国や朝鮮、台湾、南樺太、南洋群島での性買売は拡大しつづけていた。この状況を「外に絶娼、内に存娼」と吉見氏は命名している。つまり、日本人を相手とした日本の領土内での性買売は公認するが、欧米の目に触れる場では廃娼を進めたのである。

第Ⅴ章 [1931年～1937年] では、国際連盟の調査団による問題提起（1932年）により、国内で行われた存娼論と廃娼論の激論が取り上げられる。内務省が1935年に提示した公娼制廃止の方針は、日中戦争の勃発によりうやむやになってしまった。一方で、朝鮮や台湾、中国では引き続き性買売が拡大される。

第Ⅵ章 [1937年～1945年] では、戦況の悪化により国内では高級享楽を提供する施設の制限や閉鎖が行われ、芸妓が肉体サービスの提供を強いられる様子が描かれる。日本軍は「慰安所」を拡大させ、日本や朝鮮、台湾から女性たちが多数送られたり、中国や東南アジアの女性たちが犠牲になったりした。公娼制では民間人による人身取引の取り締まりを国家がいかに行うかが問題となるが、軍「慰安所」の拡大により国家自身が人身取引に関与する事態となったのである。

第Ⅶ章 [1945年～1958年] では、1945年8月28日に民族の純潔を護持するという目的で特殊慰安施設協会が設置されることから戦後が始まったことを指摘する（1946年3月閉鎖）。GHQは1946年1月に公娼制廃止に関する指令を出し公娼制を廃止するが、日本政府は同年11月に地域を指定し特種飲食店等を認める対策を提示し、1948年に風俗営業法が施行されると特殊飲食店をカフェとするなど性買売が形を変えて容認された。1956年に制定された売春防止法には、性購買者の処罰規定がなく、性交類似行為を禁止の対象外とするなど成立当時から多くの問題が指摘されており、管理売春も女性への搾取もなくならないま今日を迎えている。

本書が歴史書でありながら歴史研究者以外にも共感を持って広く読まれる理由は、史料を読み解く吉見氏の意志が行間に刻み込まれているからだろう。意志とは、ひとつ

目に性買売へのまなざしである。性買売とは女性の人権の侵害であり女性に対する抑圧であるという揺るがない認識をもとに、本書はまとめられている。ふたつ目に男性たちが作り上げた性買売システムの様相を暴き出すことにより、男性自身の問題を見つめるという強い想いである。これらは四半世紀の間、日本軍「慰安婦」問題の研究を牽引し続け、アジア各国の多くの被害女性たちや支援団体の女性たちと向き合い続けてきた吉見氏だからこそ持ち得たものであると思われる。日本人男性歴史家としてこの問題にどう関わっていくのか、突き付けられ続けてきた問いへの応答なのではないだろうか。

本書が残した課題として3点を指摘したい。第一に、性買売システムの様相を整理した本書は歴史の骨組みを提供する作業であり、そのシステムの中で生きていた女性たちの姿は見えてこない。本書で明らかになったことに女性たちの記録や声を肉付けしていく作業を続ければ、より色彩豊かな歴史が現れるだろう。第二に、歴史が1958年で終わっていることである。買春する帝

国の歴史は現在も続くが、売春防止法施行以降についての研究は少なく、今後の発展が期待される分野である。第三に、用語に関する議論である。吉見氏は性買売システムの中で生きる女性を「性売女性」と呼称しているが、その妥当性については検討の余地があるだろう。「性売」という言葉は東京都社会福祉協議会婦人保護部会調査研究委員会が婦人保護施設在在者への調査のために2008年度から使用し始めた言葉で「『春』という隠喩で表現するのではなくストレートに『性』を売るという実態に合わせ」造語したものであるという¹。とはいえここで疑問なのは、そもそも女性たちが性を売っていたのかという点である。金銭のやり取りは購買者と業者によってなされており、女性たちは商品そのものであったのではなかろうか。そのような点を踏まえると性買売は性搾取と呼ばれるべきだと筆者は考える²。公娼制度や軍「慰安所」、現代の性買売について、誰の、どのような視点から語るのか。研究者自身の位置をも見つけ直しながら議論を進め、より望ましい概念を獲得していく必要があるだろう。

1 須藤八千代・宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』明石書店、2013年、72頁。

2 戦前からの娼婦運動の歴史を持ち売春防止法制定にも中心的な役割を担った日本キリスト教婦人矯風会を母体とする売春問題ととりくむ会は、売買春問題ととりくむ会を経て、2016年には性搾取問題ととりくむ会に名称変更した（2018年解散）。